

障がい者への差別とは？ ～障がい者の権利擁護に係る出前講座について～

障がいの特性や障がい者への差別解消に関する知識や理解を深めていただくため、事業所や団体に県の職員がお邪魔し、障害者差別解消法や、県で制定している「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に関するお話をさせていただきます。

〔障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月から事業者の障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。〕

【障がい者差別の例】 ※ 内閣府リーフレット「合理的配慮」を知っていますか？」より一部転載



アパートを探したが、障がい者物件はないと言って対応してくれない。

保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。



【出前講座の内容】

- ・障害者差別解消法や条例にはどんなことが定められているの？
- ・どんなことが障がいのある方への差別になるの？
- ・「合理的配慮」って何をすればいいの？ など・・・

○ 対象

県内に所在する事業所・団体（市民団体、自治会等も含みます。）

【こんな場面でご利用ください】

- ・企業の社員研修として
- ・当事者団体やグループの勉強会に
- ・町内会、地域住民向けの勉強会に

○ 費用

- ・講師の派遣に係る費用（講師料）は無料です。
- ・ただし、会場の使用料等については依頼者の負担となります。

○ 時間

概ね30分から1時間程度 ※Zoom等によるオンライン形式にも対応。

○ 申込方法

「出前講座申込書」に記入の上、実施希望日の1か月前までに、FAX・メール・郵送で申込をお願いします。

申込・問合せ先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5448

FAX 019-629-5454

メール AD0006@pref.iwate.jp

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/>